

## 第5章 景観重要公共施設の整備方針及び占用許可基準

(景観法第8条第2項第4号に基づく景観重要公共施設の整備に関する事項及び占用許可基準)

### 5-1 景観重要公共施設の整備方針

逗子らしい良好な景観として市民に親しまれている公共施設のうち、景観形成上、改変によって大きな影響を与える公共施設を景観重要公共施設として指定する。指定施設の整備・改修・模様替え等を行う際には、当該施設の管理者と市の景観担当所管は基本計画段階から協議を重ね、良好な景観の形成に取り組むものとする。ただし、標識の表示面等で法令に定めのあるもの、安全上又は緊急上やむを得ないものは、この限りでない。

| 区域1   | 対象施設  |
|---|---|
| 逗子海岸及び周辺道路  | 国道134号、県道207号(森戸海岸)<br>逗子62号、逗子83号(シンボルロード※1)<br>逗子海岸(海岸保全区域) |
| 指定理由・個別方針   |   |
| <p>緑豊かな丘陵と穏やかな海岸越しに富士山を望む良質な景観を有し、四季を問わず多くの人々が訪れる逗子海岸とそこに繋がる代表的な道路は市民に親しまれている公共施設です。</p> <p>この区域では、背景となる海と山が最も映えるよう、工作物の配置やデザイン、素材・色彩を工夫し、美しい自然景観を惹き立てるよう配慮すると共に、近隣市町を含めた国道134号沿線全体の連続性を保ちます。</p> |   |

※1：逗子市のシンボルである逗子海岸までの代表的ルートとして、逗子らしさを表現する空間と環境をつくるために市民意見を取り入れながら再整備された市道をシンボルロードという。

| 区域2  | 対象施設  |
|--|---|
| 逗子駅周辺の商店街路   | 銀座通り(県道24号(横須賀逗子)、県道205号(金沢逗子))<br>新逗子通り(県道24号(横須賀逗子))<br>池田通り(県道311号(鎌倉葉山))<br>なぎさ通り※2(県道311号(鎌倉葉山)、県道205号(金沢逗子))<br>八幡通り(逗子55号)<br>大師通り(県道24号(横須賀逗子))、(逗子33号) |
| 指定理由・個別方針  |   |
| <p>逗子の玄関口であり、様々な商店と回遊する人々の活気が融合した賑わいの景観は、公共施設の更新に合わせて周辺環境との調和や特性を考慮しながら整備することでまちなみ景観の向上が期待できます。</p> <p>この区域では、来客者へのホスピタリティを重視し、商店街の特性に合わせて舗装や工作物のデザイン、素材・色彩を工夫すると共に、人々が憩える空間や緑を創出に努めていきます。</p> |   |

※2：なぎさ通りの一部は、道路法による道路ではないため、景観法に基づく景観重要公共施設ではないが、逗子市景観計画では景観重要公共施設と同列に位置付け、整備・占用基準を準用する。

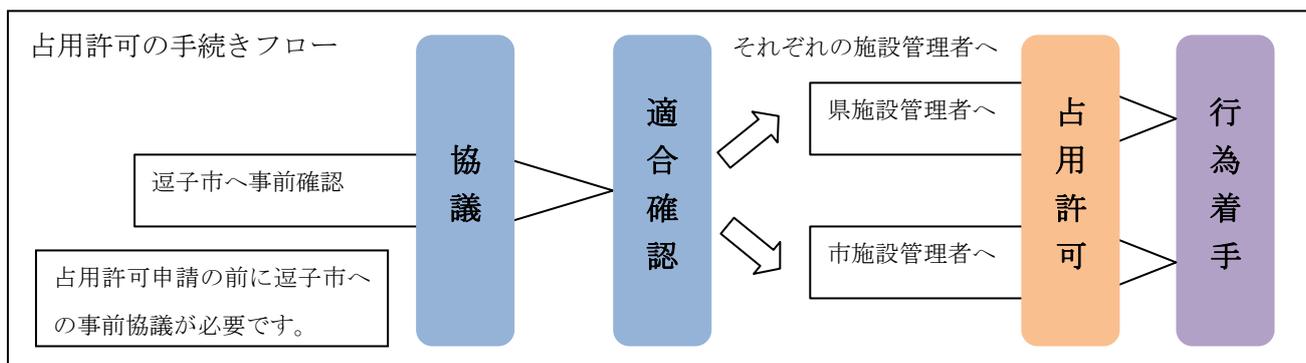
| 区域3   | 対象施設                         |
|---|------------------------------|
| 田越川・池子川   | 2級河川区域、準用河川区域（管理道、橋梁、付帯施設含む） |
| 指定理由・個別方針   |                              |
| <p>逗子の丘陵に源を発し、市内中央部を蛇行して流れる田越川・池子川は、日常生活において身近に自然の潤いを感じることでできる貴重な公共施設です。</p> <p>この区域では、背景となる丘陵やまちなみと調和が図れるよう、工作物の配置やデザイン、素材・色彩を工夫し、人工景観と自然景観の融合に配慮しながら、より親しみのもてる水辺景観を形成します。</p> |                              |

位置図・・・図—4による。

## 5-2 景観重要公共施設内の占用許可基準

景観重要公共施設内において建築物、工作物及び屋外広告物等の占用許可を行う場合の基準を定める。ただし、既に受けている占用許可の更新で外観変更を生じないもの、標識の表示面等で法令に定めのあるもの、仮設の工作物、地下に設ける工作物、安全上又は緊急上やむを得ないものは、この限りでない。

なお、占用許可申請等を行うにあたっては、事前に市の景観担当所管の協議・確認を受けるものとする。ただし、海の家および2日間程度のイベント等に伴う仮設物は除く。



## 5-3 個別基準

| 国道134号、森戸海岸線、シンボルロード、逗子海岸                             |   |
|---|---|
| 整備に関する事項<br>（景観法第8条第2項第4号ロ）                           | <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 工作物の色彩は、第3章3-2「行為の制限の内容」と同一基準とする。ただし、地域のシンボルとして地域景観の質を向上させるものはこの限りでない。</li> <li>2. 道路舗装面に面的な着色をする場合は、彩度6以下とする。</li> <li>3. 柱類・柵類は見通しや開放性を確保するとともに、色彩は、ダークブラウン（10YR2/1程度）とする。ただし、石材や木材等の自然素材はこの限りではない。</li> <li>4. 視認性を確保する必要があるものや、比較的見付面積が大きくなる地上機等の色彩は、グレーベージュ（10YR6/1程度）とする。ただし、近接して上記の柱類・柵類が設置される場合は、調和を図る。</li> <li>5. 公共サインは、その外観が周辺の景観に違和感を与えないよう配慮する。また、下地の色を彩度6以下とする。</li> </ol> |
| 占用許可基準<br>（道路法第32条第1項、第3項）（海岸法第7条第1項、第8条第1項、第37条の4、5） | <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 配置は、自然景観や沿道の建築物と調和に配慮し、眺望点などの景観形成上重要な位置に設置しない。また、歩行や標識、サイン等の認知を妨げない位置とする。</li> <li>2. 形態・意匠は、背景となる自然やまちなみとの調和に配慮し、周辺環境から突出したものは避ける。</li> <li>3. 柱類・電線類は、他の占用物との共架や整理・統合に努める。</li> <li>4. 各種占用物の色彩基準は、上記「整備に関する事項」の基準を準用する。</li> </ol>   |

| 銀座通り、新逗子通り、池田通り、なぎさ通り、八幡通り、大師通り   |   |
|-----------------------------------|---|
| 整備に関する事項<br>(景観法第 8 条第 2 項第 4 号ロ) | <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 工作物の色彩は、第 3 章 3-2 第「行為の制限の内容」と同一基準とする。ただし、地域のシンボルとして地域景観の質を向上させるものはこの限りでない。</li> <li>2. 道路舗装面に面的な着色をする場合は、彩度 6 以下とする。</li> <li>3. 柱類・柵類は見通しや開放性を確保するとともに、色彩は、ダークブラウン(10YR2/1 程度)とする。ただし、石材や木材等の自然素材、無着色のコンクリートや光沢を抑えた金属類はこの限りではない。</li> <li>4. 視認性を確保する必要があるものや、比較的見付面積が大きくなる地上機等の色彩は、グレーベージュ(10YR6/1 程度)とする。ただし、近接して上記の柱類・柵類が設置される場合は、調和を図る。</li> <li>5. 公共サインは、その外観が周辺の景観に違和感を与えないよう配慮する。また、下地の色を彩度 6 以下とする。</li> </ol> |
| 占用許可基準<br>(道路法第 32 条第 1 項、第 3 項)  | <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 配置は、自然景観や沿道の建築物と調和に配慮し、眺望点などの景観形成上重要な位置に設置しない。また、歩行や標識、サイン等の認知を妨げない位置とする。</li> <li>2. 形態・意匠は、背景となる自然やまちなみとの調和に配慮し、周辺環境から突出したものは避ける。</li> <li>3. 柱類・電線類は、他の占用物との共架や整理・統合に努める。</li> <li>4. 街路灯等のストリートファニチャー類は、素材やデザインを工夫し、来客者へのおもてなしの心を表現する。ただし、奇抜な配色は避ける。</li> <li>5. 各種占用物の色彩基準は、上記「整備に関する事項」の基準を準用する。ただし、屋外広告物の色彩は、第 7 章 2-8 逗子駅周辺地区の屋外広告物の基準内とする。</li> </ol>  |

| 田越川・池子川                           |   |
|-----------------------------------|---|
| 整備に関する事項<br>(景観法第 8 条第 2 項第 4 号ロ) | <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 橋梁のデザインは、背景となる自然やまちなみと調和を図る。</li> <li>2. 橋梁の色彩は、第 3 章 3-2 「行為の制限の内容」と同一基準とする。ただし、地域のシンボルとして地域景観の質を向上させるものはこの限りでない。</li> <li>3. 護岸は、水面や水辺の緑などの自然環境との調和に配慮し、自然になじむ素材感のある仕上げとする。</li> <li>4. 柱類・柵類は、見通しや開放性を確保するとともに、色彩は、ダークブラウン(10YR2/1 程度)とする。ただし、石材や木材等の自然素材はこの限りでない。</li> <li>5. 視認性を確保する必要があるものや、見付面積が大きくなる管類の色彩は、グレーベージュ(10YR6/1 程度)とする。ただし、近接して上記の柱類・柵類が設置される場合は、調和を図る。</li> <li>6. 公共サインは、その外観が周辺の景観に違和感を与えないよう配慮する。また、下地の色を彩度 6 以下とする。</li> </ol> |
| 占用許可基準<br>(河川法第 24 条、第 26 条第 1 項) | <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 配置は、自然景観や沿道の建築物と調和に配慮し、眺望点などの景観形成上重要な位置に設置しない。また、歩行や標識、サイン等の認知を妨げない位置とする。</li> <li>2. 配線・配管類の露出は極力避ける。</li> <li>3. 各種占用物の色彩基準は、上記「整備に関する事項」の基準を準用する。</li> </ol>   |